

教科用図書採択方針

南足柄市教育委員会

1 平成 32 年度使用教科用図書の採択について

- (1) 南足柄市教育委員会は、小学校用教科書及び中学校用教科書について、学校教育法附則第 9 条の規定による教科書を除き、それぞれの「教科書目録(平成 32 年度使用)」に登載されている教科書のうちから採択すること。
- (2) 神奈川県教科用図書足柄上採択地区協議会は、教科書選定のための協議において、発行者を絞り込むことなく、発行図書の調査研究を行うこと。
- (3) 南足柄市教育委員会は、採択の公正確保に向けて、採択事務の円滑な遂行に支障を来たさない範囲で、採択にいたる経過、採択理由などを公開し、開かれた採択に努めるとともに、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保すること。

2 教科用図書採択基準

- (1) 各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択する。
- (2) 採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択する。
- (3) 学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する。

教科用図書採択方針

中井町教育委員会

1 令和2年度使用教科用図書の採択について

- (1) 中井町教育委員会は、小学校用教科書及び中学校用教科書について、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、それぞれの「教科書目録（令和2年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。
- (2) 神奈川県教科用図書足柄上採択地区協議会は、教科書選定のための協議において、発行者を絞り込むことなく、発行図書の調査研究を行うこと。
- (3) 中井町教育委員会は、採択の公正確保に向けて、採択事務の円滑な遂行に支障を来たさない範囲で、採択にいたる経過、採択理由などを公開し、開かれた採択に努めるとともに、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保すること。

2 教科用図書採択基準

- (1) 各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択する。
- (2) 採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択する。
- (3) 学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する。

教科用図書採択方針

大井町教育委員会

1 平成32年度使用教科用図書の採択について

- (1) 大井町教育委員会は、小学校用教科書及び中学校用教科書について、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、それぞれの「教科書目録（平成32年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。
- (2) 神奈川県教科用図書足柄上採択地区協議会は、教科書選定のための協議において、発行者を絞り込むことなく、発行図書の調査研究を行うこと。
- (3) 大井町教育委員会は、採択の公正確保に向けて、採択事務の円滑な遂行に支障を来たさない範囲で、採択にいたる経過、採択理由などを公開し、開かれた採択に努めるとともに、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保すること。

2 教科用図書採択基準

- (1) 各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択する。
- (2) 採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択する。
- (3) 学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する。

教科用図書採択方針

松田町教育委員会

1 平成 32 年度使用教科用図書の採択について

- (1) 松田町教育委員会は、小学校用教科書及び中学校用教科書について、学校教育法附則第 9 条の規定による教科書を除き、それぞれの「教科書目録（平成 32 年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。
- (2) 神奈川県教科用図書足柄上採択地区協議会は、教科書選定のための協議において、発行者を絞り込むことなく、発行図書の調査研究を行うこと。
- (3) 松田町教育委員会は、採択の公正確保に向けて、採択事務の円滑な遂行に支障を来たさない範囲で、採択にいたる経過、採択理由などを公開し、開かれた採択に努めるとともに、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保すること。

2 教科用図書採択基準

- (1) 各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択する。
- (2) 採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択する。
- (3) 学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する。

教科用図書採択方針

山北町教育委員会

1 平成32年度使用教科用図書の採択について

- (1) 山北町教育委員会は、小学校用教科書及び中学校用教科書について、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、それぞれの「教科書目録（平成32年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。
- (2) 神奈川県教科用図書足柄上採択地区協議会は、教科書選定のための協議において、発行者を絞り込むことなく、発行図書の調査研究を行うこと。
- (3) 山北町教育委員会は、採択の公正確保に向けて、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、採択にいたる経過、採択理由などを公開し、開かれた採択に努めるとともに、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保すること。

2 教科用図書採択基準

- (1) 各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択する。
- (2) 採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択する。
- (3) 学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する。

教科用図書採択方針

開成町教育委員会

1 平成 32 年度使用教科用図書の採択について

- (1) 開成町教育委員会は、小学校用教科書及び中学校用教科書について、学校教育法附則第 9 条の規定による教科書を除き、それぞれの「教科書目録（平成 32 年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。
- (2) 神奈川県教科用図書足柄上採択地区協議会は、教科書選定のための協議において、発行者を絞り込むことなく、発行図書の調査研究を行うこと。
- (3) 開成町教育委員会は、採択の公正確保に向けて、採択事務の円滑な遂行に支障を来たさない範囲で、採択にいたる経過、採択理由などを公開し、開かれた採択に努めるとともに、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保すること。

2 教科用図書採択基準

- (1) 各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択する。
- (2) 採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択する。
- (3) 学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する。